

論 文

## 近世初期、支配違いの山論における乱闘事件

－所領替え・生業・解死人－

野尻 泰弘\*

はじめに

1. 大比田浦の負担と所領替えの影響
  - (1) 浦の過重負担とその回避
  - (2) 所領替えによる入山禁止
  - (3) 入山許可による負担増加
2. 寛永5年の山道通行に関わる乱闘事件
  - (1) 大比田浦の主張
  - (2) 大谷浦の反論
3. 乱闘事件の行方
  - (1) 解死人の選出
  - (2) 解死人の身内による告発－乱闘事件の背景－
  - (3) 争いの決着－大比田浦の通行

おわりに

はじめに

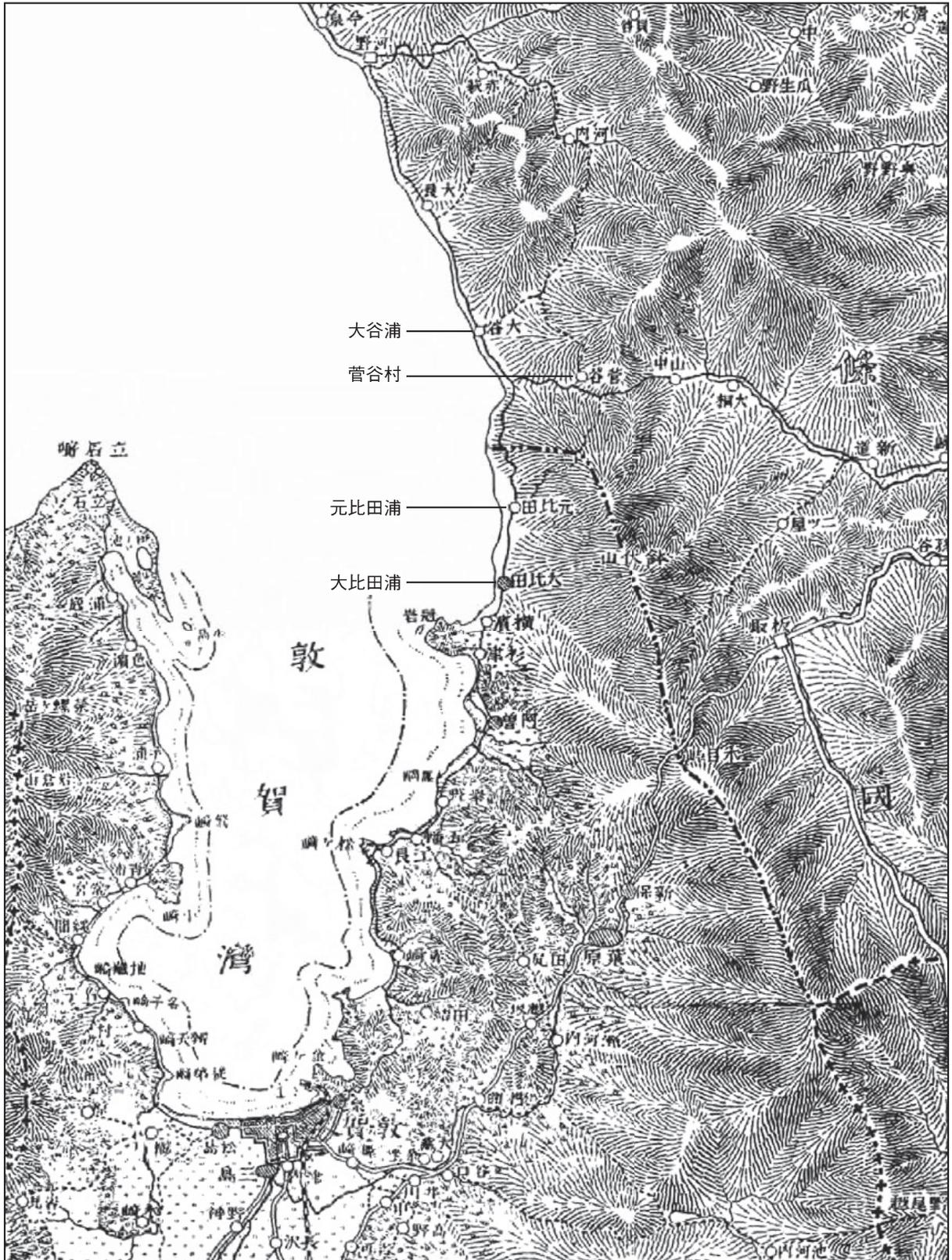
本稿では、寛永5年(1628)の山論に関わる乱闘事件を事例に、近世初期の所領替えが村と生業に与えた影響、および紛争における中世的慣行のあり方について検討する。これを追究するにあたり、①近世初期における領主の交代や政策と村の関係、②幕藩領主の紛争裁定と中世的諸慣行の関係という2点に留意したい。

①について。中近世移行期村落論では領主の政策や生業などを意識するという指摘<sup>1)</sup>があり重要である。また、16世紀後半以降、さらに江戸時代に入っても領主の交代は頻繁であり、それに伴う政策の変化が村々に与えた影響も大きく、これを重視した17世紀村落論が主張されており<sup>2)</sup>、首肯できる。

②について。稲葉継陽氏は「発足時の近世国家は、中世社会において培われた村落フェーデのルールたる相殺主義をみずからの法に採用し、被害者の復讐感情を満たす裁定を行い、これをみずから執行することによって、刑事紛争を国家法廷に吸収し、人的物的損失を最低限に抑えた公権による平和創出を実現できたというべきだろう」と述べる<sup>3)</sup>。近世初期における紛争事例を概観すると、幕藩

---

\* 明治大学文学部准教授



地図『平凡社「日本歴史地名大系」特別付録輯製二十万分一図復刻版 福井県全図』（平凡社、1981年）より一部引用。村名などを加工した。

領主の紛争裁定法が中世的諸慣行に「依存」することで自己形成し得たという稲葉氏の見解には重みがある。ただし、中世的諸慣行が江戸幕府成立以降も同質であったのか、その使われ方に変化が生じたか否かについては検討の余地がある。

本稿で検討対象とするのは、越前国敦賀郡大比田浦と南条郡大谷浦である（**地図・概念図参照**）<sup>4)</sup>。敦賀郡大比田浦は南条郡との境近くに位置する。支配は、寛永元年冬以前は福井藩領、以後は小浜藩領である。慶長5年（1600）の大比田浦の高書上によれば、検地による整理で村高372石余となる（以前は281石余）。浜を有し、塩生産を生業とする浦である。

南条郡大谷浦は敦賀郡と接する浦で、村域の大半は山地である。支配は近世期を通じて福井藩領である。慶長3年の村高は72石余である（天正12年〈1584〉以前は43石余）。

主な使用史料は、大比田浦の中山正弥家文書<sup>5)</sup>と大谷浦の宮川・向山家文書<sup>6)</sup>である。中山家は中世では比田浦の刀祢であり、近世期には村役人を勤めた。宮川・向山両家も近世期に大谷浦の庄屋を勤めた。

## 1. 大比田浦の負担と所領替えの影響

戦国期から敦賀郡大比田浦と南条郡大谷浦は山をめぐる争い<sup>7)</sup>、近世以降もそれは継続した。大比田浦は塩生産に必要な塩木の確保のため、大谷浦は山用益による小物成納入のため、山利用が不可欠だったのである。近世初期、新領主の入封により両浦の負担は過重になり、それが山争いを激化させた<sup>8)</sup>。ここでは紛争の前提として、大比田浦の様子を検討する。

### (1) 浦の過重負担とその回避

元和9年（1623）と思われる史料<sup>9)</sup>では、敦賀郡の村・浦には、年貢未進による百姓の欠落、大坂城普請の人足徴収による百姓の欠落、浦々が出す毎年4380俵の塩について大谷吉継時代は塩に代米がくださったが、今はそれもないこと、塩生産を行っていない浦にも塩納入が賦課されていることなどが述べられている。これらは村・浦の一方的な主張ではあるが、在地負担の増加や村の退転など、ある程度は実態を反映していると思われる。

寛永元年7月14日、東浦<sup>10)</sup>の大比田浦らが奉行に新役免除を訴えた<sup>11)</sup>。史料冒頭に、本米高2737石余、本塩高2707俵余、入木銀481匁余、銀99匁余（役名不明、山手カ）、嶋役銀高84匁、米25石（役名不明）が本役として記され、続いて「此外新出来分」として塩782俵余、牛役銀184匁余、新山手銀



概念図（吉田健氏作成の図を一部加工。太線は郡境。菅谷村は敦賀郡である。）

646匁余、たもの木役米25石余、新出来田地の米2石余、室役銀40匁が課されている。そして、①塩、②新山手、③たもの木役について次のように訴えている。①代官鈴木市右衛門時代、浦々は新出来塩役782俵余を理不尽に申し付けられ、百姓は逐電し、塩浜も荒れ退転した。②浦には塩木がなく、越前国内の村々に過分の山手塩を立てて塩木を確保した。新山手の賦課は迷惑である。③たもの木役は「御納所仕島之上」にある木に賦課される。木の下は畑は荒れているので二重役となり迷惑である。

寛永元年4月、敦賀郡2万1190石余は福井藩領から幕領に支配替えになり、のち寛永元年冬、小浜藩領になった<sup>12)</sup>。この願書が幕府か福井藩のいずれに宛てたものか、また実際に提出されたのかも判然としない。だが、塩生産の生業に基づき、大比田浦を含む敦賀郡浦々に重い負担が生じていること、領主交代を機に浦々がその負担を回避しようとしたことが読み取れる。

## (2) 所領替えによる入山禁止

寛永元年冬、敦賀郡が福井藩領から小浜藩領になると、福井藩は小浜藩領の浦々に福井藩領の山への入山を禁じた。寛永元年11月23日、塩木確保に窮した小浜藩領の阿曾浦・杉津浦・横浜浦・大比田浦は福井藩奉行に今庄の山の使用許可を求めた。

[史料1]<sup>13)</sup>

敦賀郡あそ浦・杉津<sup>(浦)</sup>□・[ ]・大比田浦百姓等乍恐申上候

- 一、今度今庄領之御山へ罷入間敷由被仰出候、先規より此御山にてしほ木仕<sup>(付)</sup>而塩浜をいたし候、先年<sup>(結城秀康)</sup>中納言様御入国之御時、長岡弥次右衛門尉殿初<sup>(而)</sup>今庄之御代官<sup>(而)</sup>山之出入御あらため被成候へ共、前々より此山へ入来しほ木仕候<sup>(而)</sup>、四ヶ浦浜之御年貢之塩千五百俵余御納被成候、如此之筋目被聞召届候<sup>(而)</sup>、御山手之御納所しほまへへより相増可仕と被仰付、先規之ことく無相違御山へ罷立候御事、
- 一、長岡弥次右衛門尉殿・妹尾又左衛門尉殿・大見彦三郎殿・木内三太夫殿・金田太兵衛殿・牧野右衛門太殿・磯野彦左衛門尉殿・渡辺茂左衛門尉殿、如此御代官ハかわらせられ候へとも、御帳面相定り候ことく御山札百八拾式枚被下、当年まで御山手塩御納所仕来候<sup>(処)</sup>、新儀<sup>(而)</sup>山へ立入申しき旨被仰出、何共迷惑<sup>(而)</sup>存候御事、
- 一、此山へ罷立しほ浜之<sup>(商 売)</sup>しやうはい仕故を以、田島悪所にて御座候へ共、作毛仕つけ式千六百俵余之御年貢米納所申候、其前ハ申上<sup>(而)</sup>不及、朝倉殿御時より今庄ハ赤佐殿御領地、敦賀郡は朝倉太郎左衛門尉殿より武藤殿・はちや殿・形部少殿、代々かわらせられ候へとも、先れいにまかせられ少も相違無御座山入仕来候、新儀<sup>(而)</sup>付<sup>(而)</sup>此山へ入不申候へは四ヶ浦たいてん可仕候間、達<sup>(而)</sup>御わひこと申上候御事、
- 一、前々ハ二屋村・新道村・大ざり村・山中村よりやきはた仕候も、御公方山之内ハ急度御せいたう被成、塩木たくさん<sup>(而)</sup>仕候様<sup>(而)</sup>被仰付候、近年ハ御山悉あれ申候を、しほ木にきりあらず由聞召上らるゝ旨承及候、左様<sup>(而)</sup>無御座候、新道・大桐・山中三ヶ村よりきりあらし申候、其様躰、
- 一、材木をきりうり申候御事、
- 一、大木を年々<sup>(櫓)</sup>はた<sup>(きり)</sup>申候御事、
- 一、こうの<sup>(辛 灰)</sup>はい前々ハ少やき申候、近年ハ事外やき申候<sup>(而)</sup>うり申候御事、

一、ほゑ木・<sup>(抄)</sup>ほた木今庄川へ出しうり申候御事、  
 一、やきはた諸所=あまた仕候御事、  
 一、我等仕候しほ木ハ、一年二年之間=いてき申候しは・ほゑ・ばい木・かやなどにて御座候、  
 前々より如被仰付、新道村・大桐村・山中村へきりあらし候ハぬやう=被仰付可被下由可申上  
 と内々存候処=、我等を御とめ被成儀驚奉存、迷惑至極=候御事、  
 一、当月八日=よこ浜うら・大比田うら之者しほ木仕、山より罷出候うし共を、新道村・大き  
 村・山中村之御百姓衆待請、両所<sup>(荷)</sup>=而に物をきり取、なた・かま・道具を取、牛之くらまでき  
 り、理不尽成儀被仕候、御山へ罷立間敷由、今庄代官殿之御下代より我々方へ初<sup>(荷)</sup>御状被下候  
 ハ、二三日過十二日=被下候、其以前是非を不存処、如此仕候儀迷惑=存候、被仰付候<sup>(荷)</sup>可被  
 下候御事、  
 右申上条々被聞召上、如前々御山へ罷入様=被仰付候ハ、忝可奉存候、先規之次第於御尋<sup>(者)</sup>猶  
 以口上=申上度候、仍申上状如件、

阿曾浦

寛永元年

兵衛

十一月廿三日

杉津浦

孫兵衛

横浜浦

刀祢

大比田浦

福井庄御奉行所様

刀祢

史料では次の点が述べられている。①以前から今庄の山で塩木を得て、塩を生産していた。結城秀康入国時にも代官が入山を認め、大比田浦ら4浦は塩年貢1500俵余を納めた。この経緯は認識されており、納所塩の増加も仰せ付けられた。「先規」のごとく入山を許可してほしい。②福井藩の代官が交代しても入山を許可する山札182枚は継続してこたされてきた。当年まで山手塩を納入してきたが、「新儀」に入山を禁止されては迷惑である。③4浦は田畑には不向きな土地だが、塩生産によって2600俵余の年貢を納入している。福井藩立藩以前、今庄・敦賀の領主が変わっても「先れい」により入山してきた。「新儀」に入山禁止になると4浦は退転する。④南条郡の二ツ屋村・新道村・大桐村・山中村は焼畑をするも、領主の山は厳しく監督（「せいとう」=政道）され、塩木が確保できるように仰せ付けられていた。だが近年は山が荒れ、その原因が塩木伐採であると聞いた。しかし、それは間違いで、原因は新道・大桐・山中の3村が伐り荒らしたためである。さらに山荒れの理由として、⑤材木の伐り売り、⑥大木を薪として伐採、⑦「こうのはい」（=辛灰、生木を燃やした灰カ）の増産と売り出し、⑧木の枝（ほゑ木・ほた木）を今庄川へ出し売る、⑨焼畑の増加を述べる。⑩4浦が塩木とするのは1・2年ほど生育した萱などで、以前からの仰せ付け通りである。新道・大桐・山中の3村が伐り荒らさないように上申しようと考えていたところ、かえって入山禁止とされ困惑している。⑪当11月8日、横浜・大比田両村の者が山から牛で塩木を運搬したところ、新道・大桐・山中の3村の者たちが待ち受け、鉞・鎌などを取り、荷物や牛の鞍を切るといった実力行使に出た。福

井藩の代官下代が我々に入山禁止を連絡したのは12日である。入山禁止の通達以前から3村は分別のない行動をしており迷惑である。⑫以前同様に入山を許可してほしい。「先規」について尋ねがあれば、口頭で申し上げる。

寛永元年以前から大比田浦らは塩年貢などの過重負担に苦しんでいた。寛永元年冬、所領替えによって大比田浦など4浦は小浜藩領になり、福井藩領3村からは実力行使によって塩木の運搬を妨害され、福井藩からは入山を禁じられたのである。塩生産を生業とする大比田浦にとって入山禁止は塩木確保の困難を意味し、浦の存亡にかかわる問題であった。

### (3) 入山許可による負担増加

大比田浦らは入山許可を福井藩に求めた。その交渉は敦賀代官の糸屋宗貞<sup>14)</sup>が行ったようである。糸屋彦次(宗貞)から大比田浦次郎左衛門宛の書状をみてみよう。本史料に年代の記述はないが、内容からこの書状を福井藩との入山交渉中のものと考え、後述注16の史料とあわせて、寛永2年2月9日と判断した。

[史料2]<sup>15)</sup>

以上

八日御状九日朝拝見仕候、然者山之儀被仰付候由最前如申候、右ニハ山ヲわけ可相渡之由被仰候ヲ、則其方へも申入候へば、山ヲ分申儀ハ迷惑之由被申候ニ付、種々御理り申如前々山入仕かま<sup>(鎌)</sup>ニて塩木をきり申筈ニ仕候間、先右之通御うけ可然候、先右之分ニ御済候て御上り可有候、後々又いかやうにも才覚成申事ニ候間、只今はさミきり候様ニハいかゝと存候、将又山手塩八十表之儀ハ達而御侘言可有候哉、かまかなた<sup>(鉈)</sup>ニ成候事ハ、重而分別も可有之候間、其意可有候、恐惶謹言、

糸屋彦次<sup>(宗貞)</sup>

<sup>(寛永2年)</sup>  
二月九日

(花押)

つるかや久兵へ方へ状を

遣申候間いそき御届可給候、

大比田次郎左衛門殿

糸屋は福井藩領の村に山分け(村持山の分割)をもちかけようと考え、大比田浦にも山分けを申し入れたが、同浦は拒否した。以前同様入山し、鎌で塩木を伐採したいというのは当然のことである。今後も対応が必要だが、今は入山による塩木伐採で山論を収束させて良いと思う。ただし、山手塩80俵免除は願うべきではないか(福井藩への免除願、後述)。山で鎌か鉈のどちらを使用するかは、よく考えるべきである。文意の取りづらいところがあるが、大比田浦は以前同様の入山と塩木伐採を望んでおり、また糸屋は大比田浦に山手塩の納入免除願や山で使用する道具類(伐採する木の種類に係る)の検討を促していると思われる。

寛永2年2月20日、大比田浦ら4浦は、福井藩に山手塩86石を納め、182枚の入山許可用の札を受け、伐採する木の種類を限定して、入山を許可された<sup>16)</sup>。しかし、入山許可により大比田浦には新たな負担が生じた。寛永3年6月22日、大比田浦から小浜藩に宛てた新出来塩免除の願書をみてみよう。

[史料3]<sup>17)</sup>

乍恐申上候、当村あまりに迷惑仕百性たいてん<sub>ニ</sub>及申候間、先年北庄御奉行所へ相詰、新出来塩百式拾俵相立申御事を御免被成被下候様<sub>ニ</sub>と御理申上候へハ、迷惑仕段々被聞召届、新出来塩之かわりとして御山手塩八拾俵御免被成忝存候処<sub>ニ</sub>、御領分相かわり、御山手塩ハ越前分<sub>ニ</sub>御座候ゆへ御ゆるしなく御取被成候、先年之御年貢塩を引越相済申候へハ御未進<sub>ニ</sub>罷成、只今可相立由御さいそく被成迷惑仕候、被聞召分新出来塩之分御免被成被下候ハ、忝可奉存候、あまり<sub>ニ</sub>在所迷惑仕候間、如此申上御事<sub>ニ</sub>候、恐惶謹言、

寛永三年 大比田浦  
 六月廿二日 次郎左衛門尉  
 北衛門尉  
 五郎右衛門尉

御奉行様

大比田浦は福井藩領時代に北庄（福井藩）奉行所に新出来塩120俵の免除を願ったが、その代わりに山手塩80俵が免除になった。ところが寛永元年の所領替えにより大比田浦が小浜藩領になると、小浜藩領の村が福井藩領の山に立ち入るといふことで、山手塩免除はなくなった。この状況で去年の年貢塩を納入すると未進が発生するので、小浜藩には新出来塩を免除してほしいと述べている。つまり、他藩領となった大比田浦は福井藩への山手塩納入が不可避になり、その分の負担軽減として自村の領主である小浜藩に新出来塩の免除を願ったのである。先述した史料2には山手塩80俵の免除願を促す記述があるが、福井藩への山手塩免除願は実際に行われたものの却下され、その代わりに小浜藩へ新出来塩免除を願ったのではないか。いずれにせよ、支配違いになったことで塩に関する負担と救済の宛先が分離し、問題は複雑化したといえる。

大比田浦の塩納入負担について、寛永4年3月5日、大比田浦次郎左衛門ほか1名が小浜藩重臣多賀越中守らに宛てた史料からさらに詳しく見てみよう。

[史料4]<sup>18)</sup>

乍恐申上候 大比田浦  
 一、本塩 四百八拾九表式斗三升五合  
 一、新出来塩 百式拾俵  
 〆六百九表式斗三升九合<sup>(ママ)</sup> 当国へ御納所仕候、  
 一、百式拾表 山手塩越前へ相立申候、  
 右之内八拾表在所迷惑仕付而、糸屋彦次郎殿御理被仰御ゆるし被成候へ共、御領分相替申付而、越前へ百式拾表相立申候、是にても御領分替申候間、山御きらせ有ましきと被仰候へ共、此山きり不申候へ者、当国へ御納所仕候六百九表余の御塩も不罷成、其上在所たへ申<sub>ニ</sub>付、越前へ糸屋彦次郎殿理り被仰、山請塩立申候<sup>を■</sup>当国へ<sup>間</sup>相立申<sup>御納所仕候</sup>、新出来塩の内も八拾表御ゆるし被成候て可被下候、殊<sub>ニ</sub>当年者山札正月廿日<sub>ニ</sub>北庄へ被召上于今不被下、塩木きり申事も不罷成、塩浜も仕かたき躰<sub>ニ</sub>て迷惑仕候御事、  
 一、大比田と申ハ高四百四拾五石余の内百五拾石余畠方<sub>ニ</sub>御座候へ者、去年の日焼皆無<sub>ニ</sub>候へ共、

畑方へハ御免不被下、百姓六人走、五人ニ敦賀町中ニ奉公仕候、其跡の田畠塩浜共ニあれ可申  
と迷惑仕候御事、

右之趣被聞召上、新出来塩の分御ゆるし被成被下候ハ、忝可奉存候、猶於御尋者口上申上度候、  
仍如件、

寛永四年 大比田村  
三月五日 次郎左衛門（花押）  
同  
五郎兵衛（略押）

進上 <sup>(多賀)</sup>越中守様  
<sup>(赤尾)</sup>伊豆守様  
<sup>(塩津)</sup>外記様

大比田浦の負担の内訳は本塩489俵2斗3升5合と新出来塩120俵で、合計609俵2斗3升5合である。これは小浜藩（「当国」一若狭国）へ納入する。ほか山手塩120俵を福井藩（「越前」）に納める。この山手塩は次のように説明される。かつて越前への山手塩80俵は糸屋の上申により免除されていたが、支配が替わりそれはなくなり、120俵の納入が必要になった。また入山禁止により塩生産に支障が生じたので、糸屋が福井藩と交渉し、大比田浦は入山を許可された。だが山手塩負担が重いため、小浜藩の新出来塩のうち80俵の免除を願った。当年ははまだ福井藩から山札をくたされず、塩木伐採も出来ず、塩生産に支障が生じている。そして、大比田浦の困窮状況が述べられ、小浜藩の新出来塩80俵の免除を求めている。つまり、小浜藩への新出来塩が免除されないと、福井藩への山手塩納入ができず、山にも入れず、結果として今後の塩生産もできなくなると大比田浦は訴えているのである。

以上、大比田浦は寛永期以前から過重な負担を被っており、それは特に塩に関わるものであった。塩生産を生業とする大比田浦にとって塩木の確保は不可欠であった。ところが、寛永元年の所領替えて小浜藩領となった大比田浦は、先例によって利用していた山（福井藩領）に立ち入ることを禁じられ、塩木の確保が困難になった<sup>19)</sup>。交渉により大比田浦の入山は許可されたが、一方でかつて福井藩領時代に免除されていた山手塩の納入を福井藩から要求された。大比田浦は領主である小浜藩に対し新出来塩の免除という救済を願い、福井藩に納める山手塩を捻出しようとした。

## 2. 寛永5年の山道通行に関わる乱闘事件

先にみたように支配違いによって山の利用は複雑化した。これを背景に、小浜藩領大比田浦と福井藩領大谷浦との間で、寛永5年に山道通行に関わる乱闘事件が発生した。

### （1）大比田浦の主張

寛永5年2月21日、大谷浦が大比田浦百姓の山道通行を差し止めたことから、3月17日に大比田浦と大谷浦の間で乱闘事件が発生した。敦賀代官糸屋宗貞が福井藩上級家臣牧野丹後守<sup>20)</sup>に宛てた文書の写しからこの事件をみてみよう。史料は大比田浦の主張に基づくものである。なお、本史料には「寛永四卯」とあるが、カラー画像で確認し、これを異筆と判断した。また史料の内容は寛永5年の

乱闘事件に関するものである。よって史料中の年代は誤記であり、本史料は寛永5年の史料の写しと判断した。

[史料5]<sup>21)</sup>

<sup>(彌 裏 書)</sup>  
「御奉行衆様へ宗貞上被申候あと書」

- 一、大谷村刀祢并向山と申者此地へよひ越候而、山道之儀如先規通し候へと様々申渡候へ共同心不申候間、就其様子相尋候へハ、大比田村之百姓大谷山をかくしきり申候間、扱道を通し申間敷と申候、又大比田よりハ、大谷之百姓大比田山を隠きり申事迷惑仕候と申候間、相尋候へハ、
- 一、大比田之百姓申候ハ、先年岡嶋忠左衛門尉殿御代官之時、大谷之百姓大比田山をぬすミ申<sub>二</sub>付<sub>一</sub>而ろう<sub>二</sub>御<sub>一</sub>いれ候、其時田宮九郎兵へ殿大谷之御代官<sub>二</sub>候<sub>一</sub>ゆへ御わひこと<sub>二</sub>而<sub>一</sub>御あつまり候、又其後大谷之刀祢并小河と申者之牛式正人式人山をぬすミ候を、池大良村之百姓衆大谷と<sup>(隣 郷)</sup>りんがう之儀<sub>二</sub>付<sub>一</sub>而、かたき書物を仕被申候、則有之と申候、
- 一、我等申渡候ハ、今よりハ双方互<sub>二</sub>かくしきり<sub>一</sub>申間布と<sup>(起)</sup>超請を書候而可然と申候へハ、大比田よりハ何様<sub>二</sub>も<sub>一</sub>書可申と申<sub>二</sub>付<sub>一</sub>而、大谷へも書可申かと相尋候へハ、向山ハ御意次第と申候へ共、刀祢并兵三郎と申ものき、不申候、
- 一、然処<sub>二</sub>大谷同心不申由<sub>一</sub>以書状<sup>(高田)</sup>遠江殿・<sup>(松下)</sup>左大夫殿へ可申上と申候へハ、当津<sub>二</sub>而<sub>一</sub>大谷之宿を仕候新左衛門尉と申者申候ハ、先御状被遣候事御待候て可被下と申<sub>二</sub>付<sub>一</sub>而、相待候へハ如此<sub>二</sub>候<sub>一</sub>、
- 一、大比田之小百姓存候ハ、去二月廿一日より道をとめられ候、然ハ塩かま屋<sup>(普請)</sup>之ふしんおそく成候、ほそき木用<sub>二</sub>候<sub>一</sub>へとも、札山ハ近年薪之外ハ御法度<sub>二</sub>候<sub>一</sub>間、菅谷山へ可参と存、五六人<sub>二</sub>而<sub>一</sub>牛をひき当月十五日六日<sub>二</sub>罷<sub>一</sub>越候、然に大谷より十七日<sub>二</sub>多<sub>一</sub>勢罷出、た、き候て、さんへ<sub>二</sub>仕<sub>一</sub>候を、札山へ参候大比田之百姓はしりつき、互<sub>二</sub>た、き<sub>一</sub>あい、如此<sub>二</sub>候<sub>一</sub>と大比田あたり之百姓申候、
- 一、我等念を入不申付様<sub>二</sub>可<sub>一</sub>思召候へ共、大比田之庄屋次郎左衛門尉ハ其時分当津<sub>二</sub>罷<sub>一</sub>有、塩浜之普請之訴訟申<sub>二</sub>付<sub>一</sub>而<sub>二</sub>不<sub>一</sub>存仕合<sub>二</sub>候<sub>一</sub>、
- 一、大比田百姓四五人事外いたミ申候間、其砌大谷へ遣可申と我等道川両人方へ案内申候へ共、左様<sub>二</sub>候<sub>一</sub>へハ如何候と存、とめ置申候、
- 一、大比田百姓申候ハ、先規<sub>二</sub>通り<sub>一</sub>申かい道を大谷より多勢罷出、理不尽<sub>二</sub>と<sub>一</sub>め候て、さんざん<sub>二</sub>仕<sub>一</sub>候と申候、大谷之御代官被仰付候而如此に御座候か、福井へ罷出御理り申上度と申候、
- 一、大比田と中之あしき在所も御座候間、近所之百姓共よひ出、少も偽無之通書付仕候而申候へと申<sub>二</sub>付<sub>一</sub>而、右之通り有様<sub>二</sub>申<sub>一</sub>を承、如此申上候、以上、

<sup>(異 筆)</sup>  
「寛永四卯」

三月廿五日 糸屋  
宗貞

牧野丹後守様

大谷池ノくほ<sub>二</sub>而<sub>一</sub>いさかひノ時

①糸屋は大谷浦の向山らを出し、「先規」通り大比田浦の山道通行を申し渡したが、大谷浦は了承しない。大比田浦百姓が大谷浦の山で盗伐していることがその理由である。一方、大比田浦は、大

谷浦百姓が大比田浦の山で盗伐していると述べた。②大比田浦によると、岡嶋忠左衛門<sup>22)</sup>の代官時代、大谷浦百姓が大比田浦の山で盗みをし、入牢になった。大谷浦は代官田宮九郎兵衛に詫びて預かりとなった。その後、大谷浦の刀祢と小河という者が大比田浦の山で盗みを働いた。隣村の池大良村の百姓が調停し、大谷浦に「かたき書物」(詫状カ)を作成させ<sup>23)</sup>、それを大比田浦が所有している。③糸屋は、大谷浦・大比田浦双方が盗伐しない旨の起請文を作成することを提案し、大比田浦はこれを承諾した。大谷浦では意見が割れ、向山は起請文作成に同意し、刀祢と兵三郎は反対した。④大谷浦が起請文作成に同意しないので、大比田浦は福井藩の高田遠江<sup>24)</sup>らに上申しようとしたが、敦賀で大谷浦の宿をする(世話をする)新左衛門が上申を待つように述べたので待機したところ、次の事件が発生した。⑤大比田浦小百姓によると、2月21日から通行を妨げられ塩釜屋の普請が遅れた。細い木が必要だったが、大比田浦が入山できる札山では薪以外の採取は禁止なので、3月15・16日に5、6人で牛をひき、敦賀郡菅谷村の山に向かった。すると17日に大勢の大谷浦百姓が来て、大比田浦百姓を激しく叩いてきた。札山に向かっていた大比田浦百姓が走って来て、大谷・大比田両浦の叩き合いになった。⑥当時、大比田浦庄屋次郎左衛門は塩浜普請の訴えのため敦賀に滞在しており、両浦の乱闘事件を知らなかった。⑦大比田浦百姓4、5人が重傷なので、大比田浦は大谷浦へ使いを派遣する旨を敦賀代官糸屋・道川兩人に連絡したが、敦賀代官は事態に鑑みこれを制止した。⑧大比田浦百姓によれば、「先規」により大比田浦百姓が通行していた道を大谷浦百姓が理不尽に差し止めているという。これは大谷浦を管轄する代官の指示なのか、大比田浦は福井で事情を確認したい。⑨大比田浦と不仲の村もあるので、近隣百姓を呼び出し、偽りなく事情を記録してほしい。

大比田浦は大谷浦に対し、盗伐、山道通行の差し止め、理不尽な暴力を非難する。大比田浦は、乱闘の発端は大谷浦であり、自村から重傷者が出たと述べ、さらに福井藩代官が事件に関与しているという疑念を主張するのである。

## (2) 大谷浦の反論

寛永5年4月3日、大谷浦は大比田浦の主張に対し、一件の原因は大比田浦の問題行動にあり、乱闘で死傷者が出たのは自村であると反論する。

[史料6]<sup>25)</sup>

乍恐申上候 大谷浦百姓等申、

- 一、去二月廿一日ニ大比田村ノ牛拾五疋ニ而大谷浦山之内谷道を通り申度由申候<sup>(面カ)</sup>参候を、大谷浦之もの共申候ハ、先規ノ通シ申たる事なく候間中々通シ不申候、同廿二日ニ牛式拾七八参候而通り可申と申候へ共、是も通シ不申候御事、
- 一、同廿三日ニ敦賀道川殿ノおいの兵次郎殿を大谷浦へ被遣候、年寄共先々敦賀へ上り候へ、可然様ニ談合可申候間御越頼申と被仰越候ニ付而、同廿四日ニ道ノ川殿へ参候へハ、御申被成候ハ、先規ノ大比田村之牛通シ不申候共、我等ニめんしとおし候ハ、可然様ニ談合可仕と被仰候を、我々申候ハ、先規ノ通シ申儀無御座候間新儀ニ通シ申事罷成間敷と御返事申上候、同廿九日ニ福居庄へ罷下り、御代官殿へ右之通御とゞけ申上候へハ、せうへ之儀ニ候者かんにん仕候へと御申候へ共、さりとてハ先規ノ通シ不申候道を新儀ニハ通シ申間敷と申上候御事、

- 一、<sup>(宗貞)</sup>そうてい殿我々ニ被仰渡候ハ、福居庄御奉行衆ハ大谷浦之者共同心不申候者籠へ御入可被成之由御状参候と被仰、御取出シ候て御よミ被成、われへニ御きかせ被成候へ共、がつてん不仕候而、拾七日之朝勝衛門尉・左衛門尉三郎福居庄へ罷下、御理り可申上と存知罷出候処ニ、大比田村ハ大勢参候て大谷浦之者共悉々打ころし申由、<sup>(府)</sup>符中までおつけ申候ニ付罷歸候御事、
- 一、右之様子ハ拾七日四ツ時分ニ大谷浦之者共拾七人山ニ有合、此谷道ハ先規ハ牛を通シ申たる事なく候由理り申候所を、大比田村ハ次郎左衛門・甚三郎と申もの式人ハ、刀脇指をさし、山の上ハ扇をもち、ひらへと仕候へハ、大勢之者共かゝり申、左衛門尉二郎と申もの当座ニ打ころし申候、道金・彦太郎・孫太郎三人ハかたいきニ罷成申候、其外之もの共手おい餘多御座候御事、
- 一、大比田村之衆談合世上に承候へハ、たとへ相手壱人式人出し候ても谷道さへ通り申候へハ、末代迄大比田村之能事と申由承候、此谷道を牛とおし候へハ大谷浦たいてんニ罷成申候、か様之通被為 聞召分被下候□忝御有難可奉存候、仍如件、

<sup>(寛永5年)</sup>  
辰

大谷浦

卯月三日

惣中

刀祢

勝右衛門

兵衛

御奉行様

孫次郎

①寛永5年2月21日、大比田浦は牛15疋を連れ大谷浦の山の谷道を通行したいと大谷浦に連絡してきた。大谷浦は「先規」で通行させていないので断った。2月22日、再び大比田浦は牛二十数疋とともに通行したいと連絡してきたが断った。②2月23日、敦賀代官の道川は甥の兵衛次郎を大谷浦へ遣わし、大谷浦年寄たちに敦賀での話し合いを依頼した。2月24日の話し合いで、道川は「先規」で通行させていなくても自分に免じて大比田浦の通行を許可するように述べた。大谷浦は「先規」で通行させていないことを理由に拒否した。2月29日、大谷浦は福井へ出向き、代官に道川とのやり取りを説明した。代官からは通行を許すように諭されたが、大谷浦は通行不可の姿勢を崩さなかった。③(その後)敦賀代官糸屋宗貞は大谷浦百姓に、通行に同意しない者は入牢させると福井藩の奉行から文書が届いたと述べ、それを大谷浦百姓に読み聞かせたが、大谷浦百姓は承知しなかった。3月17日朝、大谷浦の勝衛門尉らが事情を説明するため福井へ出発したところ、大比田浦百姓が大勢来て、大谷浦百姓を殺害したり、府中まで追いかけてきた。④これは3月17日四ツ時のことであった。山にいた大谷浦百姓17人が、「先規」ではこの谷道に牛を通行させたことはないと説明したが、大比田浦の次郎左衛門・甚三郎の二人は刀・脇差で武装し、山の上から扇を仰いだ。すると大比田浦の者たちが大勢で襲い掛かり、大谷浦の左衛門尉二郎がすぐに殺害された。道金など3人は瀕死の重傷を負い、他にも負傷者が多数出た。⑤大谷浦は以下のような世間の噂を披露している。大比田浦は、たとえば大比田浦から一人や二人の「相手」(大谷浦の犠牲者と同数の身代わりとなる人間=解死人)を差し出しても、谷道を通行できれば末代まで大比田浦には好都合であると相談していたという<sup>26)</sup>。だが、牛が谷道を通行すると大谷浦は衰退するので窮状を理解してほしい。

大谷浦の主張を次の史料でさらに詳しくみてみよう。史料6と重複する部分もあるが、とくに重要な点を取り上げる。

[史料7]<sup>27)</sup>

乍恐謹而言上 大谷浦百性等申、

- 一、敦賀領大比田村之者大谷浦山之内谷道を新儀ニ通り申度由ニ而、当二月廿一日ニ牛拾五疋つれニ而通り候所を見付、何とて先規分とおらざる道へ参候と申候へハ其ま、罷帰、又廿二日ニ牛貳拾七八ニ而参候を是も見付通シ不申候へハ、大比田村之者申候ハ、今一度斗御通シ被下候へとわひ事仕候へ共、先規分通シ申たる事なく候ニ付而とおし不申候御事、
- 一、同二月廿三日ニ敦賀道川殿の兵次郎殿を大谷浦へ被遣候、先々大谷浦年寄共敦賀へ上り候へ、谷道之先規之様子聞申度と被仰越候ニ付、廿四日ニ道川殿へ参候へハ、いちへ之様子御聞被成、道川殿御申被成候ハ、大比田村之牛先規ハ通シ不申候共、先此春ハ道川ニめんじ通シ候者可然様ニ可被成と御申候、則道川殿ハ敦賀領之内本比田村之刀祢・すけの谷村小左衛門・下番頭三人之者共敦賀へめしよせられ、谷道之様子御尋候へハ、此三人之者共申候ハ、谷道ハ先規分大比田村之牛通りたる事無御座候と道川殿へ有様ニ申上候ニ付而、いろへ道川殿我々ニ御理り候へ共、我々申上候ハ、御意ニ而ハ候へ共、国中共ニ百生之山道と申ハ先規分通シ不申候道を、新儀ニ通シ申事罷成間敷と御返事申上候御事、
- 一、同二月廿五日ニ我々福居庄へ罷下り、松下佐大夫様へ右之様子申上候へハ、左大夫様被仰候ハ、則糸や殿も此地ニ罷有候糸糸やへも相と、け候へと被仰候ニ付、いとや殿へ参相とゞけ申候へハ、いとや殿御申候ハ、当地之御奉行様へ不申上候共先々大谷浦へ罷帰候へ、<sup>(宗貞)</sup>そうてい敦賀へ上り候て大比田村次郎左衛門尉をよひよせ、先規分とおらぬ道ニ而候者とおすましく候、人を遣候者大谷年寄共罷上り候へと御申被成候ニ付、扱々大谷浦へ罷もとり申候御事、
- 一、同三月九日ニ敦賀我々宿分申越候ハ、今度いとや殿越前御奉行様へ御下被成、大谷浦之谷道を大比田村の牛通候様ニ御才覚被成御上り候由敦賀ニ取沙駄申候が其通ニ罷成候かと、弥右衛門尉と申もの我々村へ遣候ニ付而、敦賀へ罷上りいとや殿へ参り候へハ、いとや殿御申候ハ、先規分大比田村之牛通り申たる事なく候共明日分通し候へ、大谷浦之者共何様之事申候共、此谷道ニおゐてハそうていてがらニ通し可申候、りくつ申候者籠へいれてみせ可申候、則越前御奉行衆之御状き、候へと被仰、御取出シ御よミ被成候ハ、谷道を敦賀領大比田村之牛通し不申候者大谷浦百性共籠へいれ可被成と、両度まで御よミきかせ被成候、我々申上候ハ、それはいとや殿方口ニ御申上被成候ニ付而左様之御状も可参候、我々福居庄へ罷下御理り可申上と申罷帰り、拾七日之朝福居庄へ罷出候処ニ、跡分我々村の者符中迄おつかけ申候ハ、大比田村分大勢催仕谷道へ参、大谷浦之者共悉々打ころし申候と申来候ニ付而、おとろき罷帰り申候御事、
- 一、大比田村之者我々在所之者打ころし申候ハ、三月拾七日四ツ之比ニ而御座候、様子ハ大比田村刀祢の次郎左衛門尉・甚三郎式人ハ刀脇指をさし、其外之者共ハくまで・はう<sup>(棒)</sup>を持、年寄共ニ牛をひかせ、人数三百人斗ニて罷越候、我々村の者ハ山ニ畑を打居申候もの共拾七人居あはせ、何とて先規分大比田村之牛通シ申たる事なき道へ、左様ニいつきじたてニ而、次郎左衛門殿まで御越候と理り申候へハ、次郎左衛門尉殿被申候ハ、福居庄御奉行様・そうてい様御意ニ而通り候、

大谷浦之者共りくついわは、壺人ものこさす打ころせとよばはり、扇を持、ひらへと仕り候へハ、大勢之者共かゝり、左衛門次郎と申ものハ当座=打ころし、道金・彦太郎・孫太郎三人ハ、于今かたいき=罷成有申候、其外手おい餘多御座候を、則松下佐大夫様へちうしん<sup>(注進)</sup>申上候へハ、御下代之三沢五左衛門殿を我々在所へ被遣、手おい・しにん共御覽被成候、此かたき共急度御取被下候者忝可奉存候御事、

一、大比田村之牛すけ<sup>(普)</sup>の谷山之薪取申候道ハ、先規ハ尾道と申て我々山之内壺里ほとの間を通シ申候ニ、新儀=我々のくら<sup>(蔵)</sup>=もなんと<sup>(納戸)</sup>=もたのミ申山之谷道をふみみやぶり通り可申といたつら仕かけ申候、此谷道を大比田村之牛通シ候へハ、大谷浦たいてん<sup>(退転)</sup>=罷成申候間、か様之通被為 聞召分被下候者御有難忝可奉存候、仍如件、

	百姓中
<sup>(寛永5年)</sup> 辰ノ	刀拵
	少右衛門
御奉行様	兵へ
	孫次郎

二箇条目。2月24日、大谷浦百姓と面会した道川は、「先規」では大比田浦の牛は通行していないが、自分に免じて通行を許可するように諭した。また道川は大比田浦隣村である敦賀郡元比田浦・菅谷村の百姓3名を敦賀に呼び、争点の道について尋ねたが、両村百姓も「先規」では大比田浦の牛の通行はないと述べた。しかし、道川は大谷浦に通行許可を諭した。大谷浦は国中の百姓と同様に、「先規」で山道の通行を許していないものを、「新儀」に許可することはないと述べた。

三箇条目。2月25日、大谷浦は福井藩の松下佐大夫に道川との対話を上申すると、福井に滞在する糸屋へも連絡するように指示された。糸屋は大谷浦に福井藩の奉行に断らず、まず大谷浦へ帰村せよと述べた。そして、糸屋は敦賀に戻って大比田浦次郎左衛門に通行不可と伝えること、その際には大谷浦年寄を敦賀に呼びよせることを述べたので、大谷浦は帰村した。

四箇条目。3月9日、大谷浦が敦賀で使う宿から連絡があった。それは糸屋が福井藩の奉行に大比田浦の牛の通行許可を働きかけて敦賀に戻ったという噂の真偽を問うものだった。大谷浦は敦賀で糸屋に事情を尋ねた。糸屋は、「先規」では大比田浦の牛を通行させていなかったが明日から通行させること、大谷浦の意向に関わらず、谷道は糸屋の裁量により通行させること、反対する場合は牢へ入れることを述べた。そして、その旨が記された福井藩奉行の文書があるとし、それを二度も読んで聞かせた。糸屋は自分の主張だけを福井藩奉行に述べたからその文書を得たのだと、大谷浦は糸屋を非難した。大谷浦も福井で事情を説明すると述べ、帰村した。3月17日朝、大谷浦の者が福井へ出発すると、大比田浦の者が大挙して谷道に現われ、大谷浦百姓を府中まで追いかけて、殺害するといひ出したので、驚いて帰村した。

五箇条目。大比田浦百姓が大谷浦百姓を殺害したのは、3月17日四ツ時である。大比田浦の次郎左衛門尉と甚三郎が刀・脇差で武装し、その他の者は熊手・棒を持ち、年寄が牛をひき、約300人でやって来た。大谷浦百姓は、畑仕事で居合わせた者も含め17人だった。大谷浦百姓は次郎左衛門までが一揆仕立ての躰で来た理由を尋ねた。次郎左衛門は、福井の奉行と糸屋の意向であると述べ、理屈を

つけて反対する大谷浦百姓は皆殺しにすると叫び、扇を仰いだ。すると大勢の大比田浦百姓が襲い掛かり、大谷浦の左衛門次郎が殺害され、道金ら3人が重傷、その他にも負傷者が出た。これを福井藩の松下佐大夫へ報告したところ、下代三沢五左衛門が派遣され、死傷者が確認された。必ず犯人を捕まえてほしい。

六箇条目。大比田浦の牛が菅谷村の山で薪を採取して通行したのは、「先規」では尾道という道である。ところが大比田浦は、「新儀」に大谷浦の財産とでもいうべき山の谷道を通行したいと迷惑なことを申しかけてきた。この谷道を通行されると大谷浦は衰退してしまう。窮状を聞き入れてほしい。

史料5・6・7をみると、大比田浦・大谷浦双方の主張は対立するが、後述のように大比田浦が解死人を出すので、乱闘の発端や死傷者の発生については、大谷浦の主張が実態に近いと考えられる。つまり、大比田浦は木の運搬のため大谷浦地所の通行を望むも、大谷浦は「先規」に従いこれを認めなかった。そこで敦賀代官は大谷浦に通行を認めるよう論じたが、それでも大谷浦は承知しなかった。すると大比田浦は暴力をとまなう実力行使に訴えた。これが乱闘事件の概略である。

さらにここでは敦賀代官糸屋の関与に注目したい。糸屋は、乱闘発生時に大比田浦庄屋次郎左衛門は敦賀に滞在し、乱闘事件を知らなかったと述べ（史料5の六箇条目）、また乱闘直後、大比田浦が大谷浦に人を派遣すると敦賀代官（道川・糸屋）に説明したが、敦賀代官はこれを制止したと述べている（同前七箇条目）。しかし、大谷浦によれば、次郎左衛門は武装して山上から扇で戦闘を指揮していた（史料6・7）。これは糸屋の話と大きく食い違う。大谷浦の主張だけを信じることには慎重であるべきだが、前述のほかにも糸屋の言動には疑わしいところがある。当初、道川と糸屋は大谷浦に通行を認めさせようと説得を試みたが不調に終わり、その後、糸屋は福井藩奉行が通行を認めたとする文書を得たとして、大谷浦に強硬な態度をとった点などである。以上をみると、この一件に関して、大比田浦と糸屋は内々に通じているかのようである。

### 3. 乱闘事件の行方

#### (1) 解死人の選出<sup>29)</sup>

寛永5年4月18日、乱闘事件で大谷浦から死者が出たため、その犠牲者に対する同量補償として、大比田浦から解死人（身代わり）が出された。その経緯を記した史料をみてみよう。本史料は写しで、差出は大比田浦惣代刀祢次郎左衛門など、宛名は古川孫六である。刀祢次郎左衛門は乱闘を指揮した大比田浦庄屋次郎左衛門であろう。古川は解死人になる人物である。

[史料8]<sup>30)</sup>

今度菅谷山へ当村之牛人薪仕ニ、其方をはしめとして参候処ニ、大谷村之百姓衆多勢<sup>(備)</sup>被出候而、理不尽ニ道を<sup>(とめ)</sup>□□通し不申ニ付而、不慮ニいさかい仕出、互ニたゞきあい、大谷之者一人死候、御公方御あらため被成候へハ、其方<sup>(手)</sup>を過し申ニ付而、則解死人ニ被仰付候、我々罷出其方のかれ候やうニ様々御理申上候へと□、無御免御成敗ニ相究候、不運次第不及是非候、然者其方子孫まで<sup>末代</sup>三六之間、夫役之儀村中としてのそき免可申候、并御年貢塩当辰の丑迄拾ヶ年免可申候、御公方へ村惣中として両様之儀相つとめ可申<sup>(候間)</sup>〔 〕、心安可存候、為後代書付を以申候、以上、

大比田惣代

寛永五年

刀祢次郎左衛門（略押）

辰四月十八日

孫兵へ（略押） さこ（略押）  
 ま所（略押） 五郎右衛門<sup>(略押)</sup>□  
 河端（略押） 北右衛門<sup>(略押)</sup>□  
 はつ<sup>(ほヵ)</sup>■（略押） 五郎兵へ（略押）  
 太郎右衛門（略押）  
 左衛門太郎（略押）

古川孫六

大比田浦の牛・人が菅谷村の山に薪を採取しに行くと（古川も同行）、大勢の大谷浦百姓が理不尽に通行を差し止めたので双方で叩き合いになり、大谷浦の百姓1名が死亡した。領主が調査を始め、古川は過剰に手を出したため解死人となった。大比田浦惣代らは古川を救おうとしたが、領主により成敗されることになった。不運だが仕方がない。古川の子孫は末代まで夫役を免除する。また年貢塩を本年から10年間免除する。村惣中が夫役と年貢塩を負担するので安心してほしい。後のため書付を残す。史料では、薪採取のため大比田浦百姓の一人として古川も山に入ったこと、乱闘事件を「不慮」の争いとするなどことを強調し、大比田浦次郎左衛門らは乱闘事件を偶発的な争いであると述べている。一方で、大比田浦は解死人を出すことで大谷浦との争いを鎮静化しようとした。解死人は紛争終結の一手段でもあった。

## （2）解死人の身内による告発—乱闘事件の背景—

寛永5年7月20日、古川の身内（子と弟）が解死人を出した経緯を福井藩に告発した。これは乱闘事件の背景についての証言でもある。

[史料9]<sup>31)</sup>

乍恐言上 大比田村孫六子・おとゝの新右衛門申、

- 一、当二月十八日ニ大比田村之庄や二郎左衛門・甚三郎村中之ものをよひよせ談合仕候ハ、当年より大谷浦之谷道<sup>(おヵ)</sup>■とおるたくミさいかく候へと庄屋申付候、村々年寄衆被申候ハ、何と成共兩人分別次第ニ御座候と申候御事、
- 一、当三月十六日之夜庄や次郎左衛門・甚三郎被申候ハ、明日ハ大谷浦之谷道をとおり可申候間、村中壱人も不残出候へと次郎左衛門申付候、我等のおや申候ハ、年七拾ニおよひ候条せがれをいたし可申候と申候へハ、<sup>(老)</sup>おいた若ニよらす皆々出候へと次郎左衛門被申付候条、我等も親ニ候人も罷出ハ候へ共、我等おやハ年罷より候ニ付さきへ罷帰り申候ニ、大谷衆ニ手むかいも不仕候御事、
- 一、我等の親ハ先ニ罷帰り大谷衆へ手むかいも不仕候ニ、牢人之しんるいもなきものニ候と次郎左衛門存知、大谷之かたきとなつけ敦賀之籠へ入置、<sup>(理不 尽)</sup>りふしんなく<sup>(成 敗)</sup>せいはい仕候、さりとてハ次郎左衛門・甚三郎村中を引つれ谷道へ罷出下知仕り、大谷の小川を打ころし申候、二郎左衛門・甚三郎を御たすけ被成、とかなき我等の親をりふしんニかたきニきり御出シ被成候事、何共へめいわく仕候御事、

右之趣我々おやハ少もとかなきものニ而候へ共、牢人ニ而しんるいもなきものニ而候ニ付て、若狭之御奉行様へも越前之御奉行様へも御出シなく我等のおやを御出シなく、むりニ敦賀之籠へ入置りふしんニ御せいはい被成候、能々被為聞召分、我々親之かたきニハ次郎左衛門・甚三郎を御せいはい被成被下候者忝御有かたく奉存候、仍而如件、

大比田村

(寛永5年)  
辰七月廿日

孫六子

敦賀孫六おとゝの

新右衛門

①寛永5年2月18日、大比田浦庄屋次郎左衛門・甚三郎が村中の者呼び談合し、今年から大谷浦の谷道を通行するように画策せよと申し付けた。村の年寄衆によれば、これは庄屋次郎左衛門・甚三郎の考えであるという。②同年3月16日夜(乱闘事件前夜)、庄屋次郎左衛門・甚三郎は、明日大谷浦の谷道を通るので、村の者も全員谷道へ出るように指示した。我々の親(古川孫六)は70歳という老齢でやつれていると述べたが、庄屋は老若によらず参加するように指示した。私も親も動員に応じたが、老齢の親は先に帰村し乱闘には加わらなかった。③親は牢人であり親類もない。これを知る庄屋次郎左衛門は親を大谷浦の「かたき」(仇)に指名し、敦賀の牢へ送った。そのため処刑された。村中の者を動員し、乱闘を指揮し、大谷浦から死者を出した次郎左衛門と甚三郎は許され、罪もない私の親が理不尽に仇にされるとはひどい話である。④我らの親には罪がないが、牢人であり親類もない。そのため小浜藩や福井藩の奉行に親が送られることもなく、敦賀の牢につながれ、理不尽に解死人として殺された。我々の親の仇である次郎左衛門・甚三郎を成敗してほしい。

史料は古川を解死人にしたことを不当とする告発であり、その背景として乱闘は偶発ではなく、谷道通行を画策する庄屋次郎左衛門らによって仕組まれたと説明している。乱闘事件後の事後処理、つまり身寄りのない牢人を解死人にすることは、乱闘前から庄屋の念頭にあったかのように述べられている。古川の子どもらは親が解死人として成敗されたことに不満を抱いており、小浜藩・福井藩の奉行所において弁明や吟味の機会もなく、敦賀で事件が処理されたことを不審視していた。

古川の子どもの訴えについて、寛永5年7月26日、糸屋は大比田浦庄屋次郎左衛門らに次の書状を送った。

[史料10]<sup>32)</sup>

可申上候事

一、昨日便宜候間九左方迄ハ様子申入候、此方之儀ハきつかひあるましく候、彼孫六兄弟おい<sup>(古川)</sup> <sup>(男)</sup>  
をつれ遠江殿へ罷越段々申上候、遠江殿被仰分候ハ、かやう之儀ハわかさへ罷越候へ、則宗<sup>(連)</sup> <sup>(高田)</sup>  
貞此方ニ罷有候間宗貞ニ申候へハ、遠江殿より山三郎を以我等かたへ御つれこし候へとも、其<sup>(若狭)</sup>  
時他出仕あい不申候、昨日ハ久介ニ申付かものとりへ候へ、なわをかけつるかへ引越可申と<sup>(敦賀)</sup>  
存候へ共、あひ不申候、たとひ此儀このはうニて申上候共、少も機遣無之事にて、めつらしく<sup>(氣)</sup>  
何事も相済し、新堂ハ其元へ可参候、もし相延候者参ましく候、毎日此方にてハからかひ申候、<sup>(道)</sup>  
日数相延申候と申事ハ少様子御入候、是ハ懸御目可申之事にて候、ちとのび申候共みちハ明申  
はづにて候、恐々謹言、

(糸屋)  
宗貞

(寛永5年)  
七月廿六日 (花押)

次左衛門殿

二郎左衛門殿

下線部を次のように解釈した。古川孫六の兄弟は甥を連れ、福井藩高田遠江のもとへ出向いたが、高田は古川の件は小浜藩で上申するように指示した。また高田は福井に滞在する糸屋に話すようにも述べた。古川の兄弟が高田のもとから糸屋の所へ連れて来られたが、糸屋は外出して会わなかった。糸屋は古川の兄弟らを縄掛し、敦賀へ連行しようと考えていたが、彼らに会わなかったので実現しなかった。古川の兄弟の件は糸屋が処理をするので気遣い無用である。史料からは、古川の身内が不満を訴えても福井藩は小浜藩に回送しようとしたこと、敦賀代官糸屋は敦賀に古川の身内を連行し、そこで彼らの訴えを処理しようとしていたことがわかる。福井藩は古川の身内の訴えを聞こうとしなかった。一方、糸屋は自らの権限が及ぶ敦賀で解死人に関する事柄を収束させようとした。

寛永5年11月10日、古川の子どもと弟はさらに告発を続けた。次の史料は内容から福井藩奉行に宛てたものとみられる。

[史料11]<sup>33)</sup>

乍恐謹而言上、大比田浦孫六子・おとゝ(弟)の新右衛門申、

一、当三月十七日ニ敦賀領大比田浦と越前領大谷浦と山道之出入御座候ニ付而、大比田浦庄屋村中をひきつれ山へ上り下知仕、大谷浦之百性打ころし申候、其時分我等も親ニ而候人も谷道へ罷出候へ共、親ニ而候もの八年罷より候ニ付而先へ罷帰り、大谷衆ニ手むかいも不仕候ものをかたきニ御さし(指図)つ被成御成敗候事、何共へ迷惑仕候御事、

一、右如申上候大谷浦死人のあいてハ大比田浦庄屋ニ而御座候ニ、とがなき我々親を御ころし被成候ハ 此方様之御知行大谷衆ニ而御座候間、我等親のかたきニハ大谷浦之庄屋御成敗被成被下候者忝可奉存候御事、

一、此度佐大夫様へ申上候と相違申候ハ、尾張之國ニ戸倉半兵衛と申て我々いここ御座候、(理不尽)りふしの御成敗之由を承大比田浦へ罷越、庄屋ニ相届候へハ、庄屋申候ハ、大谷浦をさしつゆへ御成敗被成候と申候御事、

右之趣被為 聞召分、大谷浦之百性ニ而も又ハ大比田之庄屋ニ而もかたき御取被下候者忝御有難可奉存候、仍而如件、

大比田浦

(寛永5年)  
辰ノ霜月十日

孫六子 (印)

孫六おとゝ

新右衛門 (印)

御奉行様

一箇条目は先述の史料9と同じく、乱闘への動員や解死人選定の理不尽を述べる。二箇条目では、大谷浦の犠牲者の相手 (= 解死人) は大比田浦庄屋のはずだが、罪もない親 (古川孫六) が解死人として殺されたのは、福井藩領大谷浦のせいだと述べる。我々の親の仇として大谷浦庄屋を成敗して

ほしいという。三箇条目は上申の理由である。今回、(以前に)福井藩松下佐大夫に申し上げたこと(史料9の内容カ)と違うことを述べるのは、尾張国に戸倉半兵衛という従兄弟がおり、彼がこの理不尽な成敗を聞きつけ、大比田浦に来て庄屋に事情を尋ねたところ、庄屋は大谷浦の指図によって解死人が成敗されたと返答したからである。最後に、事情を理解し、大谷浦の百姓でも大比田浦の庄屋でも、仇として成敗することを願っている。

史料9では古川孫六の仇は大比田浦庄屋次郎左衛門らだったが、ここでは大比田浦庄屋でも大谷浦百姓でもどちらでも構わないとし、なんとしても復讐を果たそうとする点は興味深い<sup>34)</sup>。しかし、それ以上に、大比田浦庄屋らが解死人の成敗は大谷浦の指示であるとして、自らの責任を回避している点が注目される。大比田浦庄屋らはあくまで地域的な慣行に従い、地域秩序の維持に努め、争いを終わらせたという躰にしたいようである。そこには大比田浦が山道通行の画策を隠蔽する意図が感じられる。

古川の身内の告発だけを信じることには慎重であるべきだが、史料8・10の大比田浦・糸屋の動きを勘案すると、大比田浦は山道通行のため乱闘事件を画策し、糸屋は解死人に関する問題を自ら解決しようとしているようである。寛永期において大谷浦周辺では戦国的な問題解決方法を継承<sup>35)</sup>しており、その慣行を利用して大比田浦は解死人を出すことで山道通行の糸口を得ようとしたのであろう。大比田浦は人的な犠牲を払ってでも山道通行という目的を達成しようとし、敦賀代官糸屋は山道通行に関わる大比田浦の事情や地域的な慣行を承知していたと思われる。

### (3) 争いの決着—大比田浦の通行

寛永6年閏2月3日、福井藩上級家臣牧野らから小浜藩の多賀越中らに宛て、大比田浦の通行について連絡があった。

[史料12]<sup>36)</sup>

以上

一書令啓達候、仍大比田村より山へ入牛馬、大谷領之内従先規牛馬不通<sub>二</sub>付<sub>一</sub>而申事を仕候、然共御間柄殊隣国<sub>二</sub>之儀<sub>一</sub>御座候間、雖不通来候大谷領之高之内を道<sub>二</sub>つ<sub>一</sub>くらせ牛馬通候様<sub>二</sub>被<sub>一</sub>申付候、然者以来大谷領之内之木柴猥<sub>二</sub>大比田より<sub>一</sub>於伐採者、何時も此道留<sub>二</sub>させ<sub>一</sub>可申候、惣別大比田者大村<sub>二</sub>付<sub>一</sub>而、小村之大谷へ動強儀仕懸迷惑申候由候間、向後人を不討殺様<sub>二</sub>堅<sub>一</sub>可被仰付候、委細糸屋宗貞・道川九左衛門方へ申候間不能巨細候、恐惶謹言、

牧野丹後守

(寛永6年)  
閏二月三日

高田遠江守

佐野式部少輔

多賀越中様

塩津外記様

人々御中

史料には次のようにある。「先規」では大比田浦が山に入り牛馬で大谷浦地内を通行することはなかったが、福井藩と小浜藩は隣国の間柄でもあるので、福井藩は大谷浦地内に道を造らせて通行させ

るように申し付けた。だが、以後、大谷浦地内で大比田浦百姓が柴などをみだりに伐採した時は、大谷浦地内の道の通行を差し止める。大村である大比田浦が小村の大谷浦に無理押しをするのは迷惑である。今後、殺人などをしないように仰せ付けてほしい。糸屋と道川に話したので詳細は記さない。

福井藩上級家臣3名が小浜藩上級家臣2名に連絡していることから、今回の通行問題は他藩領との間で発生した高度に政治的な事件だったといえる。福井藩は通行を認めつつ、盗伐・殺人など今後の紛争を回避するように小浜藩に申し入れている。福井藩は大谷浦の「先規」ではなく、隣藩小浜藩との境目における秩序維持を優先したようである。

また同じ日付で、福井藩の高田遠江が糸屋宗貞に次の書状を出している。

[史料13]<sup>37)</sup>

此書状とくも可進之候へ共、去月中天気悪付て、道をつくらせ候事さ、ハりと延引申候、先日御理付て申入候、能々可有御相談候  
別番申入候、此書状若州へ御届候て返書急可有御越候、其次第道出来可申候、道をつくらせ候ても何と其方より可承事不知候かと我等などハ存候付て、内々貴所へ申入事候、今度之濟口其方ハ如何候哉、随分入魂之<sup>(赤尾)</sup>躰豆州被申候事ハ、貴所へも可被申語候、我々事ハ此事さし出不申候、ひかへ候へとも濟口成申候故如此候、恐々謹言

<sup>(高田)</sup>  
高遠江守

<sup>(寛永6年)</sup>  
閏二月三日

☒盛 (花押)

<sup>(糸屋)</sup>  
糸宗貞老

人々

史料の本文では、この書状を小浜藩へも送り、急ぎ返事をするよう促し、それによって道を造らせると述べている。史料12で福井藩は小浜藩に大比田浦の道通行を認めると連絡したが、糸屋にも念のため道造りについて連絡したのだろう。高田は糸屋に今回の「濟口」について、小浜藩家臣赤尾伊豆は親密に話をしていたが、それは糸屋にも伝達されるべきだろうと述べている。そして、福井藩はこの争いへの関与を控えてきたが、それでも「濟口」となったと述べている。

史料中、福井藩は争いへの関与を控えていたが「濟口」になったという点が気になる。話の流れからみて「濟口」には、今回の道通行とそれに付随する問題の落着が含まれるだろう。だが、それだけでは関与を控えた理由が判然としない。なぜ福井藩は自領大谷浦に肩入れせず、関与を控えたのか。明確な史料はないが、藩境・郡境での争い、所領替えから間もない時期、生業と諸役徴収への影響などを勘案し、ここでいう「濟口」をもう少し広い意味でとらえてみたい<sup>38)</sup>。たとえば史料12にある、通行による村高の減少(領地高に関わる問題)、殺人の禁止(実力行使の禁止)は、当該期に境を接する小浜・福井両藩の間で発生した諸問題のひとつであろう。つまり、地域紛争や大名同士の関係など支配違いに起因する問題が多数発生しており、それらは「御間柄殊隣国之儀」として、両藩における問題の総体として熟慮されたのではないか。だから今回の山論にのみ注力するような関与は控え、他の問題解決との調整の中で「濟口」としたとみることもできる。この点を小浜藩内外で多岐にわたって活動する糸屋宗貞にも連絡したと考えておきたい。

## おわりに

本稿の事例をまとめてみよう。塩生産を生業とする大比田浦は、塩木の確保、すなわち山の使用が重要な課題であり、そのため中世以来、周辺村と山争いを繰り返していた。寛永元年、敦賀郡が福井藩領から小浜藩領に所領替えになると、山を有する村は福井藩、山を利用する大比田浦は小浜藩となった。支配違いにより、入山を禁じられたり、入山を許可されても山手塩が要求されたりして、大比田浦は以前よりも過重な負担を被った。このようななか、大比田浦は山から木を運搬するため、福井藩領大谷浦の地所を通行することを望んだ。「先規」では同所の通行は認められておらず、大谷浦はこれをもって大比田浦の通行を拒否した。大比田浦を管轄する小浜藩敦賀代官は福井藩にも協力を頼んで大谷浦を説得したが、「先規」を理由に通行は拒絶された。そこで大比田浦は山で大谷浦百姓を襲撃し乱闘事件を引き起こした。これは「先規」を廃し、通行を認めさせる口実を創造する動きであり、地域秩序に変更を迫る画策だったとみられる。乱闘事件で大谷浦からは死亡者が出たが、大比田浦は解死人を出して争いを収束させた。道の通行問題と乱闘事件は小浜藩・福井藩の間で協議され、通行許可と殺人禁止などが約束された。大比田浦は道の通行を獲得したのである。

はじめに述べた2つの課題について本事例を敷衍して述べてみたい。

①について。本稿でみた、諸役負担の増加、入山の不許可、入山許可に伴う山手塩納入の要求、役負担免除の交渉先の変化などは、すべて近世初期の領主交代に起因する問題であり、それは乱闘事件という新たな地域紛争を惹起させた。領主交代と生業が関連する地域紛争は、村の存亡と藩の諸役徴収に関わるのである<sup>39)</sup>。また今回の紛争は、藩境で発生した支配違いの争いであり、領主間の問題でもあった。結果として、大谷浦が主張する「先規」は変更されたが、これは小浜・福井両藩にとって「先規」よりも隣藩同士の関係や治安の安定（「平和」）が優先事項だったということであろう。領主間の意向と一方の村の主張によって、村や住民同士の慣習で構築された従来の地域秩序が変更されたことは、この紛争が政治問題であったことをよく表している。

本稿の事例から、領主交代が17世紀の支配・被支配と生業を有機的に見通す好個の素材であることがわかる。当該期は国替<sup>40)</sup>をはじめとし、大名領内の地方知行主の変更までを含めれば、領主の交代は頻繁かつ多数にのぼる。つまり領主の交代に伴う村々への影響は、全国各地で発生していた普遍的な問題なのである。そして重要なのは、領主の交代とそれに関わる政策が、村の負担を増加せしめ、地域内の紛争を激化させるという点である。領主間の関係、地域内の政治・経済的な動向など、複合的な要因に目配りしながら領主交代と村の関係を分析することが肝要である。

②について。鎌を取る行為や一揆仕立ての実力行使、そして解死人が象徴的であるように、寛永期でも中世的諸慣行は現実に機能していた。ただし、これは地域だけで問題が解決されたということではなく、敦賀代官や小浜藩役人、福井藩役人がそこに関与していたことが重要である。また、解死人という慣行を用いて、従来の地域秩序である「先規」を覆す契機を創造したことは注視すべきである。本稿でみた解死人は、等量の復讐による地域秩序維持という形を取ってはいるが、内実は新たな秩序を獲得するために以前からある慣行を逆手に取った行為と考えられる。しかもそれは大比田浦だけではなく、敦賀代官も関わっている点を勘案すれば、地域と領主の双方による中世的慣行の利用といえる。すなわち、解死人という前代と同じ行為であっても、その質は異なっているのである。

幕藩領主の紛争解決が、中世的諸慣行に「依存」していた面は否定できないが、慣行を都合よく歪曲していた側面も見逃せない。中世的諸慣行の変質に目配りしつつ、幕藩領主と地域の動向を追究する必要がある。

今後の課題を述べておく。史料5で大比田浦は、大谷浦を管轄する代官が山道通行止めに関与しているという疑義を述べている。真偽はともかく、地域を管掌する藩役人と地域紛争の関わりを示唆する主張である。また敦賀代官糸屋は、今回の乱闘事件に関して大比田浦と通じていたようであり、大比田浦への加担を感じさせる。近世初期の地域紛争が、領主権力や村を管掌する藩役人、敦賀代官糸屋のような存在（藩役人かつ領内外で活動する有力者）といかに関連するのかを追究する必要がある<sup>41)</sup>。

また、支配違いの地域紛争には、規模の大小に関わらず、政治性が伏在する可能性があることを念頭に置く必要がある。村同士の小競り合いのようにみえても、同時・近時あるいは過去に発生した他の紛争とともに幕藩領主の政治判断に影響し、領主間の関係や領主・領民関係、地域秩序の変容を左右する可能性があると考えらるべきであろう。

これらの点を踏まえ、近世の領主支配と中世的諸慣行の関係について、時期的な変化も念頭に置きつつ、さらなる事例の蓄積が必要である<sup>42)</sup>。断片的な事例であっても発掘を進め、全国的・横断的な検討も視野に入れたいと思う。

## 注

- 1) 村上純一「中世土地制度史・中近世移行期村落論・在地文書伝来論への認識」（『新しい歴史学のために』298、2021年）74頁。
- 2) 渡辺尚志「中世・近世移行期の村を考える」（同『日本近世村落論』岩波書店、2020年、35・36頁。初出2011年）では、牧原成征「十七世紀の年貢収取と村請制」（同『日本近世の秩序形成』東京大学出版会、2022年。初出2010年）について「領主の交代と、それにもなう在地支配方式の変化が、村請を含む年貢収取方式のあり方を大きく規定したとの指摘は重要である。ここからも、領主の交代や政策の変化を重視した一七世紀村落論の必要性が確認できる」と述べている。
- 3) 稲葉継陽「中・近世移行期の村落フェーデと平和」（同『日本近世社会形成史論』校倉書房、2009年、121頁。初出2000年）。同「近世初期の村落間相論と領域秩序」（同前。初出2005年）も参照。
- 4) 以後、各浦・村の概要で断りがないものは、『日本歴史地名大系 第18巻 福井県の地名』（平凡社、1981年）に依拠した。また拙稿「近世初期における日本海沿岸地域の社会構造と生業」（『明治大学人文科学研究所紀要』88、2021年）も参照。
- 5) 中山正弥家文書については、『福井県史』資料編8、中・近世6（福井県、1989年）および福井県文書館ウェブサイト「デジタルアーカイブ福井」（デジタルアーカイブ福井と表記）の中山正弥家文書の解題等、藤井讓治「新館蔵史料「中山家文書」について」（『敦賀市立歴史民俗資料館 紀要』6、1991年）参照。同家はもと今井氏を称し、近世の初め、越中国の大名佐々成政の没落で浪人となった中山氏が今井家に入り、以後中山氏を称した。

本稿で掲載した史料の出典注では、直接参照した史料を注の筆頭に記し、副次的に参考とした史料や翻刻史料はその後に置いた。原史料を参照し、かつ福井県文書館写真帳にその画像がある場合は、両方を「/」で併記した。福井県文書館写真帳は初出以後、帳・家名（苗字のみ）、資料名、資料番号を記した。自治体史は初出以後、編集・出版年などを省略し、史料群の家名も苗字のみを記した。

本稿の翻刻では、破損部分の文字や年代などを写し等で補ったり、内容から推定したりした場合、史料中に括弧で注記した。二文字の踊り字は「へ」、判読できない文字は■、花押上部の実名で判読できない文字は☒で

示した。

- 6) 宮川・向山家文書については、『福井県史』資料編6、中・近世4(福井県、1987年)およびデジタルアーカイブ福井の宮川五郎右衛門家文書・向山治郎右衛門家文書の解題等参照。同史料を使用する場合、『越前国南条郡大谷浦宮川・向山家文書目録』(南越前町教育委員会事務局、2010年)を用い、宮川・向山、表題、史料番号を記した。
- 7) 拙稿「近世初期における境目争論と「天平元年」の古文書」(『駿台史学』158、2016年)参照。

慶長18年(1613)、同19年、大比田浦は南条郡大桐村の山で材木を伐ったことが発覚し、詫びている。その際、法度の木はもちろん、「なる」「ひそ」も伐採しないと約している(堀田五左衛門家文書「二 大桐村山出入済口証文」「三 大桐村山材木伐採ニ付詫状」『福井県史』資料編6、798・799頁)。
- 8) 当該地域の社会構造や役負担については前掲注4拙稿参照。また元和5年(1619)、敦賀郡菅谷村・大比田浦と大谷浦との間で山論が発生しているが、これについては別稿を用意したい。
- 9) 福井県文書館写真帳・中山正弥家文書「敦賀郷中百姓等御理申上ル覚(諸役等ニ付敦賀郷中百姓等願書)」M0536-01016。同史料には、年代や差出・宛名がなく、いくつかの訂正がある。中山正彌文書「四一 敦賀郷中百姓等理り覚」『敦賀市史』史料編第4巻上、敦賀市史編さん委員会、1982年、555頁。
- 10) 東浦は敦賀湾東岸で田結・赤崎鞠山・江良・五幡・拳野・阿曾・杉津・横浜・大比田・元比田の浦々である。デジタルアーカイブ福井の「越前国絵図」(松平文庫 A0143-21177。慶長国絵図)によると村高は、比田浦(大比田浦・元比田浦)457石余、横浜浦490石余、阿曾浦203石余、五幡浦289石余、赤崎浦561石余である。杉津浦・拳野浦・江良浦・田結浦は浦自体の記述なし。
- 11) 帳・中山「乍恐書付ヲ以申上候敦賀東浦百姓等御納所仕候覚(新出来諸役免除方ニ付東浦百姓等願書)」M0536-00674。中山正彌家文書「二八 新出来諸役免除方ニ付東浦百姓等願書」『福井県史』資料編8、369~371頁。中山「四二 新出来免除ニ付東浦百姓等願書」『敦賀市史』史料編第4巻上、556・557頁。本史料の差出は、赤崎・大比田・元比田・横浜・杉津・阿曾・五幡・江良・田結・清水である。清水は田結浦に隣接する泉村である。
- 12) 『福井県史』通史編3(福井県、1994年)、135頁・149頁。松平忠昌は寛永元年(1624)7月に越前に入封した。
- 13) 帳・中山「敦賀郡あそ浦杉津浦[破損]大比田浦百姓等乍恐申上候(阿曾浦等四か浦百姓等申状)」M0536-00249。中山「二九 阿曾浦等四か浦百姓等申状」『福井県史』資料編8、371・372頁。中山「四三 阿曾浦・杉津浦・横浜浦・大比田浦百姓等申状写」『敦賀市史』史料編第4巻上、557~559頁。

史料中で代官とされる福井藩士について、福井県文書館ウェブサイト「デジタル歴史情報」の「給帳データセット」を用いて禄高等を示す(以下、給帳「結城秀康」などと表記)。給帳「結城秀康」/給帳「松平忠直」の順で記す。長岡弥次右衛門・代官200石/200石。妹尾又左衛門・金奉行200石/200石。大見彦三郎・代官300石/300石。木内三太夫・御番与衆300石/300石。金田太兵衛・記載なし/200石。牧野右衛門太・馬廻700石/記載なし。磯野彦左衛門と渡辺茂左衛門はいずれも記載なし。

近世初期の福井藩士については、本川幹男「福井藩初期の民政組織について」(『福井県地域史研究』10、1989年)、藤野立恵「福井藩初期の家臣」(『福井県地域史研究』11、2002年)も参照。
- 14) 糸屋宗貞と後述する道川九左衛門は敦賀の有力商人であるが、代官として京極氏小浜藩の敦賀支配を担当し、争論解決などに関与した(『敦賀市史』通史編上巻、敦賀市史編さん委員会、1985年、423頁、435・436頁、454~461頁。『福井県史』通史編3、102~105頁。『福井県史』資料編8およびデジタルアーカイブ福井の打它彦次郎文書の解題等)。

糸屋宗貞は飛騨の金森氏に仕え、茂住銀山を支配する金山奉行を務めたとされ、慶長13年金森長近死去後、飛騨から敦賀に来住したようである。敦賀では打它宗貞、糸屋彦次郎とも称し、元和初年には秋田藩の米宿を務め、廻船業を営んだ。寛永11年、酒井氏が小浜藩に入部してからも300石の知行を得て、代官を務めた。宗貞が代官を退いた後も、当家は敦賀町・敦賀郡の諸事に関与し、小物成の支配を担った。寛永11年、宗貞は、加賀藩の能登産塩の専売を一手に引き受け、諸問屋へ売り渡す業務を請け負った。これは短期間で終了したようだが、商業における塩の取り扱いが注目される。

道川氏は川船座の頭分で、敦賀を支配した武藤氏・蜂屋頼隆から地子・諸役・権役を免許された。大谷吉継か

らも諸役・舟三艘の役などを免許された。寛永期には秋田藩の蔵宿でもあった。

- 15) 帳・中山「(糸屋宗貞書状)」M0536-01182。中山「三二 糸屋宗貞書状」『福井県史』資料編 8、374頁。中山「四七 糸屋宗貞書状」『敦賀市史』史料編第 4 巻上、562頁。両書は月日に「寛永三年カ」と注記する。
- 16) 帳・中山「山中・大切(大桐)・新道・二屋山之河内四ヶ浦之塩木請伐申ニ付而指上申一札之事(塩木請伐ニ付阿曾浦等四か浦一札)」M0536-00250、同「御札山四ヶ浦之塩木御伐申ニ付而指上申一札之事」M0536-00251(両者はほぼ同文だが破損の少ない前者を参照した)。中山「三一 塩木請伐ニ付阿曾浦等四か浦一札」『福井県史』資料編 8、373・374頁。中山「四六 塩木請伐ニ付阿曾浦・杉津浦・横浜浦・大比田浦一札写」『敦賀市史』史料編第 4 巻上、562頁。  
 本史料は阿曾・杉津・横浜・大比田の 4 浦から福井藩役人の厳田七左衛門尉・設楽三郎右衛門尉・糸我助太夫・山田孫兵衛の 4 名に宛てた一札の写しであり、山中・大桐・新道・二ツ屋の 4 村の山での塩木伐採に関する三箇条の約定である。入山用の札、山手塩納入のほか、「用木・わり木・はい木・なる等」を伐採しない旨が記されている。なお、山手塩86石は俵に換算すると172俵(塩升 5 斗入)である(『福井県史』通史編 3、476頁)。福井藩役人の禄高は、厳田記載なし、設楽300石、糸我350石、山田150石(給帳「松平忠昌」)。
- 17) 帳・中山「(新出来塩御免ニ付大比田浦願書)」M0536-00252。中山「三三 新出来塩御免ニ付大比田浦願書」『福井県史』資料編 8、374・375頁。中山「四八 新出来塩ニ付大比田浦願書写」『敦賀市史』史料編第 4 巻上、563頁。
- 18) 帳・中山「乍恐申上候(新出来塩ニ付大比田浦願書)」M0536-00254。中山「三四 新出来塩ニ付大比田浦願書」『福井県史』資料編 8、375・376頁。中山「五〇 新出来塩ニ付大比田浦願書」『敦賀市史』史料編第 4 巻上、564頁。小浜藩から転封した京極氏の出雲松江24万石時代の「京極忠高給帳」(『新修島根県史』史料篇 2 近世上、島根県、1965年)によると、多賀越中は給帳の筆頭で禄高 1 万3000石である。
- 19) 寛永 5 年 7 月26日、敦賀郡杉津浦・横浜浦も「御奉行様」に宛て塩木確保の困難を訴えている。帳・中山「乍恐書付以申上候(年貢未進ニ付杉津・横浜百姓等願書)」M0536-00257。中山「三六 年貢未進ニ付杉津・横浜百姓等願書」『福井県史』資料編 8、377～379頁。中山「五二 年貢未進ニ付杉津・横浜百姓等願書」『敦賀市史』史料編第 4 巻上、566・567頁。
- 20) 牧野丹後守は給帳「松平忠昌」で禄高3400石。前掲注13藤野論文 6・12頁参照。
- 21) 帳・中山「(大谷村・大比田浦山論ニ付糸屋宗貞申状)」M0536-00255。中山「三五 大谷村・大比田浦山論ニ付糸屋宗貞申状」『福井県史』資料編 8、376・377頁。中山「五一 大谷村・大比田浦山論ニ付糸屋宗貞申状写」『敦賀市史』史料編第 4 巻上、564～566頁。カラー画像は敦賀市立博物館から提供を受けた。
- 22) 前掲注13本川論文によると、岡嶋は松平忠直時代の福井藩重臣で年寄衆の一人である。給帳「松平忠昌」では禄高 1 万石。田宮九郎兵衛も福井藩士とみられる。
- 23) 大比田浦が主張する大谷浦の盗みについて詳細は不明である。だが元和 5 年 6 月27日に大谷浦の左衛門大郎が大比田浦と緊密な関係にある菅谷村の山で薪を盗伐し、大良・横浜・杉津・元比田の 4 浦が仲裁した例がある。帳・中山「(薪ぬすみ切りニ付詫証文)」M0536-00247。中山「三九 山盗ニ付木下久右衛門等連署一札」『敦賀市史』史料編第 4 巻上、554頁。
- 24) 高田遠江は結城秀康が越前で召抱えた家臣で、給帳「結城秀康」・給帳「松平忠直」ではともに禄高2000石、給帳「松平忠昌」では3500石。前掲注13藤野論文 9 頁も参照。また史料中の「左大夫」は、後掲史料 7 にもある松下佐大夫であろう(注28参照)。
- 25) 宮川・向山「乍恐申上候(大比田村より大谷浦山道牛通行の処、先規では通行いたしがたき旨ほかに付)」H5-14 / 帳・向山治郎右衛門家文書「乍恐申上候(山論ニ付申状)」H0029-00030。向山治郎右衛門家文書「三八 山論ニ付申状」『福井県史』資料編 6、969・970頁。
- 26) 大谷浦が述べる噂や解死人については、藤木久志「村の牢人」(同『平凡社ライブラリー 251 戦国の作法』平凡社、1998年)で言及されており、多くを学んだ。

解死人については、清水克行「中世日本における人身御供の選抜法」(同『室町社会史論』岩波書店、2021年)、前掲注 3 稲葉「中・近世移行期の村落フェードと平和」104・105頁、稲葉「第 3 部 戦国から泰平の世」(坂田

- 聡・榎原雅治・稲葉継陽『日本の中世12 村の戦争と平和』中央公論新社、2002年、248～252頁）などを参照。
- 27) 宮川・向山「乍恐謹而書上（敦賀領大比田村の者大谷浦山の谷道通行差止め願）」A3-5-14。向山「四一 山論ニ付言上書」『福井県史』資料編 6、972～975頁。類似史料として宮川・向山「乍恐謹而書上（大比田村の者大谷浦山内谷道通行一件に付ほか諸願書上）」（後欠）H11-28。
- 28) 松下佐大夫（左大夫）は給帳「松平忠直」・給帳「松平忠昌」ではともに禄高300石。
- 29) 本稿における解死人の事例については前掲注26藤木著書参照。
- 30) 帳・古川巖家「(夫役・年貢塩免除ニ付一札)」M0663-00008(以下、①とする)。古川巖家文書「一 夫役・年貢塩免除ニ付一札」『福井県史』資料編 8、448頁。古川巖家文書「一 夫役・年貢塩免除ニ付刀次郎左衛門等一札」『敦賀市史』史料編第 4 卷上、766頁。類似史料として②帳・古川「(夫役・年貢塩免除ニ付一札)」M0663-00001、③帳・中山「(出入ニ付夫役・年貢塩免除一札)」M0536-00256、④宮川・向山「菅谷山諍い一件にて、大谷の者 1 人死亡ほかに付」H4-51/帳・向山「(大谷浦トノ山道出入ニ付誓約状)」H0029-00044。
- ①では、各差出人の名前の下に横一文字の短線がある。これは正本の押印などを表現したものとみられるので、本史料を写しと判断した。山口和夫氏、本川幹男氏の御教示による。本稿の翻刻ではその短線を便宜上「(略押)」と記した。また、史料 4 の差出「次郎左衛門」の花押、同「五郎兵衛」の略押と、史料 8 の差出「刀次郎左衛門」・「五郎兵へ」の下の短線を比較しても写しと考えられる。本川氏の御教示による。
- ①を翻刻するにあたり、「<sup>末代</sup>三六」とした箇所がある。前述『福井県史』・『敦賀市史』の翻刻では、「末代」に見せ消しを付し「三人」と注記している。この箇所は字が重なっており、①（マイクロフィルム画像）からは明確に判断できない。ただし、②、③、④で同じ箇所をみると、②「永代」、③「三代」、④「三代」とある。言葉の使い方として「三人」は不自然なので、ここでは「<sup>末代</sup>三六」とした。本川氏の御教示による。この点の分析は今後の課題としたい。
- 31) 宮川・向山「乍恐言上（大谷浦との争論の際、私親大比田村庄屋に殺されたので、庄屋を御成敗下されたく）」H3-7/帳・向山「乍恐言上（親成敗ニ付言上書）」H0029-00014。向山「三九 親成敗ニ付言上書」『福井県史』資料編 6、971頁。類似史料として宮川・向山家「乍恐言上（庄屋・次郎左衛門、甚三郎談合にて谷道一件に付）」H5-28/帳・向山「乍恐言上（親成敗ニ付言上書）」H0029-00042。
- 後掲史料10は 7 月26日付で、福井藩の高田遠江に古川の身内が面会したとある。史料 9（7 月20日付）の告発は高田になされたものとする。
- 32) 帳・中山「(糸屋宗貞書状)」M0536-01184。中山「四一 糸屋宗貞書状」『福井県史』資料編 8、381頁。中山「五八 糸屋宗貞書状」『敦賀市史』史料編第 4 卷上、570頁。
- 33) 宮川・向山「乍恐謹而書上大比田浦孫六子おとゝの新右衛門申（敦賀領大比田浦と越前領大谷浦との山道の出入に付、かたき取り願）」A3-5-15。向山「四〇 親成敗ニ付言上書」『福井県史』資料編 6、972頁。史料中の「佐大夫」は前述『福井県史』の翻刻の注記に従い、福井藩の松下佐大夫と考えた。松下は史料 7 にも記述がある（前掲注28参照）。
- 34) 平松義郎「下手人について」（同『江戸の罪と罰』平凡社、1988年。初出1962年）は、公事方御定書にも規定がある下手人（解死人）について、その特質は、「被害者の死と引替に殺されるという代償性にあり、これを以て被害者（側）の復讐感情を満足させる」と指摘し（95頁）、下手人は「官憲の手を借りた「敵討」「復讐を同害に止めるとともに、いわば人命を以てする損害賠償という性格をも帯びていた」と述べる（99頁）。
- 35) 宮川・向山「(大谷衆下死人を具谷村より渡すに付)」E8-7。宮川五郎右衛門家文書「四 大谷山出入ニ付大良浦・河内村差入証文」『福井県史』資料編 6、945・946頁。本史料では、寛永21年 2 月、大谷浦と具谷村の山争いで隣村の大良浦・河内村が仲裁している。そこでは大谷浦の山廻りの者 2 名が具谷村に理不尽に捕らえられ、うち 1 名が行方不明になった。このため「大谷衆御存分之通下死人を具谷村の取替ニ相渡シ可申候」とある。大谷浦は具谷村から解死人を取ったことがわかる。
- 36) 帳・中山「(福井藩役人連署状)」M0536-00882。中山「三七 福井藩役人連署状」『福井県史』資料編 8、379頁。中山「五三 牧野丹後守・高田遠江守・佐野式部少輔連署状写」『敦賀市史』史料編第 4 卷上、567・568頁。
- 佐野式部少輔は給帳「松平忠昌」で禄高2000石。前掲注13藤野論文 8 頁参照。牧野は前掲注20、高田は前掲注

24参照。

- 37) 帳・中山「(高田遠江守書状)」M0536-01262。中山「三八 高田遠江守書状」『福井県史』資料編 8、379・380頁。中山「五四 高田遠江守書状」『敦賀市史』史料編第 4 巻上、568頁。
- 38) 当初、筆者は道通行に関わる争いを高度な政治問題として検討し、それが「済口」になったと考えていた。だが、本川氏からは政治問題とするならば史料12・13をあわせて考え、「済口」を道通行に限定せず、藩同士の諸問題とみる御教示をいただいた。そこで道通行を小浜・福井両藩の問題に敷衍して、藩境では支配違いの争いが多発したと想定した。この点、事例の蓄積が必要である。なお、福井藩68万石は元和九年の松平忠直配流後、寛永元年の松平忠昌入封時は50万5280石となった。そして、越前国で忠昌の弟たちが、大野藩 5 万石、勝山藩 3 万石、木本藩 2 万5000石を得ており、国内の変動も激しかった。当該期の福井藩の政治状況も加味すべきであろう。
- 39) 江戸幕府成立以後、領民の諸役負担は重くなり、幕藩領主の領内統治と連動する課題であった。元和から寛永期にかけて、京極氏小浜藩は大坂城修復などに 3 度動員された(『福井県史』通史編 3、151・152頁)。また当該期、走り者や代官らの非分の問題もあった(清水三郎右衛門家文書「一五 小浜藩定書」『福井県史』資料編 9、中・近世 7、福井県、1990年、280・281頁)。
- 40) 拙稿「近世、若狭国・越前国敦賀郡における徳政担保文言の基礎的考察」(『若狭郷土研究』50(1)、2005年)では、近世期の多種ある徳政担保文言のうち「国替」が最多であること、天和期(1680年)以降、徳政担保文言は「徳政」「国替」に特化することを指摘した。本稿とあわせて、近世における「国替」の重要性を感じる。
- 41) 山本幸俊「近世初期の論所と裁許」(北島正元編『近世の支配体制と社会構造』吉川弘文館、1983年)は、村落共同体独自の運動と成立しつつあった幕藩領主の立ち現われ方を追究しており、学ぶところが大きい。  
小酒井大悟「信越国境と在地秩序」(地方史研究協議会編『信越国境の歴史像』雄山閣、2017年)は、寛文10年(1670)に信越国境で発生した境目に関わる山論を分析した。そこでは一方の村が国境を、他方の村が村境を主張していたことを明らかにし、国境を主張するには藩に近い立場にあり、訴訟を主導できる力量を有する存在が必要だったとして、大肝煎の関与を指摘する。そして本山論の境目が信越国境として画定したのは、村と近郷の在地秩序の動向ではなく、大肝煎や藩の指導・介入という政治的契機によると述べており、示唆に富む。
- 42) 三鬼清一郎氏は「在地秩序の中世から近世への移行過程」をたどるにあたり、「中世以来の在地の慣行によって、多くの地域的偏差を伴って成り立っている近世社会において、あらゆる分野を見通した統一的な論理を見出すことは不可能な状態にある」とし、多くの事例検討から「その背後にひそむ問題を明らかにしていくことが必要」と述べる(同「在地秩序の近世的編成」朝尾直弘ほか編『岩波講座 日本通史』第11巻近世1、岩波書店、1993年、233頁)。今もなお必要な作業と考える。

[付記]

本稿作成にあたり、史料の判読に関して、本川幹男氏、山口和夫氏から御助言をいただきました。本川氏には史料の読解についても多大な御教示を賜りました。敦賀市立博物館と職員の方々の御厚意により、カラー画像等を御提供いただきました。末筆ながら皆様に厚く感謝申し上げます。

本稿は、明治大学人文科学研究所2021年度特別研究第 3 種「近世初期の山論と藩地域」(研究代表者・野尻泰弘)および2023(令和 5)年度科学研究費助成事業基盤研究(B)23H00670「日本中近世における若狭湾沿岸海村・山村・都市間の生業交流・交易に関する総合的研究」(研究代表者・長谷川裕子)の成果の一部である。

